

議案第5号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月目黒区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 投票管理者又は投票立会人のうち、あらかじめ職務に従事する時間が投票時間の2分の1であると定められているものの報酬の額は、それぞれこの表に定める額の2分の1の額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までに公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明） 投票管理者が交替して職務に従事する場合の報酬の額を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。